改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第一項	附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額から政令で定める額を減じた額及びなお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項（以下この条において同じ。）が計算されるものに限る。
	老齢厚生年金の額（第四十四条第一項）	退職共済年金の額（なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額から政令で定める額を減じた額及びなお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項
	当該老齢厚生年金	当該退職共済年金
改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第一項ただし書	老齢厚生年金の額	退職共済年金の額
	老齢厚生年金の全部	退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額から政令で定める額を減じた額を除く。）
改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第四項	附則第十三条の四第三項	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項
	老齢厚生年金	退職共済年金
	第一項及び第二項の規定を	同項の規定を
	これら	同項
	第四十四条第一項	なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額から政令で定める額を減じた額及びなお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項
	全部	全部（なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額から政令で定める額を減じた額を除く。）
	附則第十三条の四第三項	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項
	老齢厚生年金	退職共済年金
	前二項	第四項及び前二項
改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第八項	附則第十三条の四第三項	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項
	老齢厚生年金	退職共済年金
	第四項から前項まで	第四項及び前二項
改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第八項	附則第十三条の四第三項	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項
	老齢厚生年金	退職共済年金
改正後厚生年金保険法附則第十条の四第五項本文	旧国家公務員共済組合法第七十七条第一項の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。以下「平成十二年改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第七十七条第一項に規定する平均標準報酬月額	旧国共済施行日前期間の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。以下「平成十二年改正法」という。）第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十七条第一項に規定する平均標準報酬月額

改正後厚生年金保険法別表	被保険者	厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第九条第一項から第五項まで又は第十八条第一項の規定により計算されているものを含む。）の額が、厚生年金保険法第二十条第一項及び第二十二条第一項の規定により計算されたものであるとしたときの額を超えるとき
	当該旧国家公務員共済組合員期間	当該旧国共済施行日前期間
	標準報酬月額に、	標準報酬の月額に、
	となる標準報酬月額	となる標準報酬の月額
	第一項並びに平成十二年改正法附則第一項及び第二十三条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年国共済改正法附則第十一条第二項	同項及び平成二十七年経過措置政令第十九条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年国共済改正法附則第十一条第二項
	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項（平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「旧厚生年金保険法」という。）第四十四条第一項に規定する老齢厚生年金をいう。）の額が、平成二十四年一元化法第二条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「新厚生年金保険法」という。）第四十四条第一項の規定により計算した額を超えるとき	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項（平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）第四十四条第一項に規定する老齢厚生年金をいう。）の額が、平成二十四年一元化法第二条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「新厚生年金保険法」という。）第四十四条第一項の規定により計算した額を超えるとき
改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項		
	日（同法	日（適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。）第四十四条第一項の規定により読み替えられた規定（以下「新厚生年金保険法第四十四条第一項の規定」という。）に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第三条第一項の規定により読み替えられた新厚生年金保険法第四十四条第一項の